

告 示 第 2 1 9 号

令和 7 年 2 月 2 1 日

鹿 児 島 市 長 下 鶴 隆 央

鹿 児 島 市 保 健 ・ 急 病 セ ン タ ー で 使 用 す る 電 気 の 購 入 契 約 に 係 る 制 限 付 き 一 般 競 争 入 札 の 実 施 及 び こ の 入 札 に 参 加 す る 者 の 資 格 に 係 る 公 告 事 項 の 変 更 に つ い て （ 公 告 ）

令 和 7 年 2 月 1 4 日 付 け 告 示 第 1 4 7 号 に よ り 公 告 し た 鹿 児 島 市 保 健 ・ 急 病 セ ン タ ー で 使 用 す る 電 気 の 購 入 契 約 に 係 る 制 限 付 き 一 般 競 争 入 札 に 係 る 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格 に 関 す る 事 項 に 係 る 公 告 事 項 を 次 の と お り 変 更 し た の で 公 告 し ま す 。

記

1 変 更 事 項

2 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格 に 関 す る 事 項

2 変 更 の 内 容

変 更 前	変 更 後
<p>2 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格 に 関 す る 事 項</p> <p>入 札 に 参 加 す る こ と が で き る 者 は 、 次 に 掲 げ る 資 格 要 件 の 全 て を 満 た す 者 と す る 。</p> <p>(1) ～ (7) 略 す</p> <p>(8) 次 の い ず れ か に 該 当 す る こ と 。</p> <p>ア 令 和 5 年 度 の 1 キ ロ ワ ッ ト ア ワ ー 当 た り の 二 酸 化 炭 素 調 整 後 排 出 係 数 （ 地 球 温 暖 化 対 策 の 推 進 に 関 す る 法 律 （ 平 成 1 0 年 法 律 第 1 1 7 号 ） に 基 づ き 環 境 大 臣 及 び 経 済 産 業 大 臣 に よ っ て 電 気 事 業 者 ご と に 公 表 さ れ た 調 整 後 排 出 係 数 又 は こ れ と 同 様 の 算</p>	<p>2 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格 に 関 す る 事 項</p> <p>入 札 に 参 加 す る こ と が で き る 者 は 、 次 に 掲 げ る 資 格 要 件 の 全 て を 満 た す 者 と す る 。</p> <p>(1) ～ (7) 略 す</p> <p>(8) 次 の い ず れ か に 該 当 す る こ と 。</p> <p>ア 令 和 4 年 度 の 1 キ ロ ワ ッ ト ア ワ ー 当 た り の 二 酸 化 炭 素 調 整 後 排 出 係 数 （ 地 球 温 暖 化 対 策 の 推 進 に 関 す る 法 律 （ 平 成 1 0 年 法 律 第 1 1 7 号 ） に 基 づ き 環 境 大 臣 及 び 経 済 産 業 大 臣 に よ っ て 電 気 事 業 者 ご と に 公 表 さ れ た 調 整 後 排 出 係 数 又 は こ れ と 同 様 の 算</p>

定方法に基づき算出されたもの。以下「調整後排出係数」という。)が $0.486 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ (以下「基準値」という。)以下であること。

イ 令和5年度の調整後排出係数が基準値を超える場合は、その差に相当する部分について、本市の予定使用電力量に応じて、一般財団法人 日本品質保証機構が認証するグリーン電力証書を購入し、本市に無償で譲渡できること。

ウ 令和6年度中に電力供給を開始した小売電気事業者で、供給開始の日から令和7年1月末日までの1キロワットアワー当たりの二酸化炭素実排出係数(電気事業者がそれぞれ供給(小売り)した電気の発電に伴い、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年3月29日経済産業省令・環境省令第3号)別表第1に定める燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量を、当該電気事業者が供給(小売り)した電力量で除したもの)が基準値以下であり、かつ、令和6年度の調整後排出係数が確定したときに調整後排出係数が基準値を超える場合は、その時点でイに準じた対応ができること。

(9)～(13) 略す

定方法に基づき算出されたもの。以下「調整後排出係数」という。)が $0.486 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ (以下「基準値」という。)以下であること。

イ 令和4年度の調整後排出係数が基準値を超える場合は、その差に相当する部分について、本市の予定使用電力量に応じて、一般財団法人 日本品質保証機構が認証するグリーン電力証書を購入し、本市に無償で譲渡できること。

ウ 令和5年度中に電力供給を開始した小売電気事業者で、供給開始の日から令和6年3月末日までの1キロワットアワー当たりの二酸化炭素実排出係数(電気事業者がそれぞれ供給(小売り)した電気の発電に伴い、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年3月29日経済産業省令・環境省令第3号)別表第1に定める燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量を、当該電気事業者が供給(小売り)した電力量で除したもの)が基準値以下であり、かつ、令和5年度の調整後排出係数が確定したときに調整後排出係数が基準値を超える場合は、その時点でイに準じた対応ができること。

エ 令和6年度中に電力供給を開始した小売電気事業者で、供給開始の日から令和7年1月末日までの1キロワットアワー当たりの二酸化炭素実

	<p><u>排出係数が基準値以下であり、かつ、令和6年度の調整後排出係数が確定したときに調整後排出係数が基準値を超える場合は、その時点でイに準じた対応ができること。</u></p> <p>(9) ～(13) 略す</p>
--	--